



鳥取県公報

令和3年8月10日（火）
号外第79号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
(34) (警察本部生活安全企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

———公布された条例のあらまし———

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 嫌がらせ行為の禁止について定めた規定中引用するストーカー行為等の規制等に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和3年8月26日とする。

条 例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第34号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(嫌がらせ行為の禁止)</p> <p>第4条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第4項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他当該特定の者が通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> | <p>(嫌がらせ行為の禁止)</p> <p>第4条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他当該特定の者が通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> |

附 則

この条例は、令和3年8月26日から施行する。